

# 幕別町の ここが聞きたい!!

## 一般質問

9人の議員が一般質問

一般質問とは、本会議で議員が行う町政全般に関する質問で、事務の執行状況、町政の方針等について報告や説明を求めたり、政策提案をしたりすることをいいます。

幕別町議会では質問者1人につき答弁を含め60分の制限時間を設けています。

紙面の都合により、内容を要約してお知らせします。

| ページ | 質問議員     | 質問項目                                                    |
|-----|----------|---------------------------------------------------------|
| 5   | 谷口 和弥 議員 | ① 夏場の暑さから町民の健康を守る対策の強化を<br>② 空き店舗対策の指定区域を広げ、賑わいを確かなものに  |
| 6   | 長谷 陽子 議員 | ① 不適切な事務処理や不祥事の防止について<br>② カスタマーハラスメントから職員を守ることにについて    |
| 7   | 野原 恵子 議員 | ① 高齢者の尊厳が守られる介護保険制度に                                    |
| 8   | 藤谷 謹至 議員 | ① 改訂された幕別町洪水ハザードマップについて<br>② 忠類育苗センター廃止後の施設・土地の有効利用の考えは |
| 9   | 酒井はやみ 議員 | ① 自衛隊への18歳・22歳の名簿提供は見直しを<br>② 被爆80年に向け、核廃絶への更なる取組を      |
| 10  | 岡本眞利子 議員 | ① 自然災害に対する自治体の備え                                        |
| 11  | 塚本 逸彦 議員 | ① 町内の高校との協働活動について<br>② 将来に向けた公教育への取組について                |
| 12  | 荒 貴賀 議員  | ① ICT教育について<br>② 義務教育における私費負担について                       |
| 13  | 中橋 友子 議員 | ① 地方分権の流れに逆行する地方自治法改正について<br>② 少子化対策の強化について             |

※この内容は、一般質問通告書に記載された質問項目です。



谷口 和弥 議員  
(5期の会)



7月23日には管内全域に、道内で今季初の「熱中症警戒アラート」が発表された。幕別町はその翌日、町民の熱中症対策として暑さをしのげる「幕別町役場庁舎」、「図書館本館」、「図書館札内分館」、「図書館忠類分館」、「札内コミュニティプラザ」、「道の駅・忠類」の6町有施設を「クールスポット」として開設し、各施設の開館時間内はいつでも利用ができるとした。ついては以下の点を伺う。

(1)熱中症などによって体調不良になったと把握している町民の数は。  
(2)幕別町が町民に対して実施した熱中症予防対策は。  
(3)「クールスポット」として利用した各町有施設の利用状況は。  
(4)来年度新たに「クールスポット」として開設する町有施設を増やす考えは。

町長

(5)高齢者世帯を対象にエアコン購入費の助成事業を実施する考えは。  
(1)熱中症は医師による問診と診察

問 夏場の暑さから町民の健康を守る対策の強化を

答 町ホームページや広報紙による熱中症予防に関する注意喚起を行っている

で診断されることから町として発生状況を把握することはできないが、熱中症およびその疑いによりとかち広域消防局が119番通報を受け、幕別消防署が出勤し救急搬送された人数は、本年8月末現在で8人、令和5年が36人、4年が8人、3年が12人、2年が11人と聞いている。

(2)町ホームページや広報紙による注意喚起のほか、地域ケア会議などさまざまな機会を通じて高齢者に対する熱中症予防に関して周知の協力依頼を行っている。

十勝地方全域に熱中症警戒情報が発表された7月23日には、防災行政無線や登録制メールなどで注意喚起したほか、翌24日には、町有施設6か所をクールスポットとして設置した。

(3)クールスポットは日常的に開放している施設であり人数は把握しきれいていないが、図書館本館では涼みに来た方がいたとの報告を得ていることから、一定程度の利用があったものと認識している。



暁町近隣センターでは、同運営委員会が管理する会計からエアコンが設置された

(4)来年度に向け、本年度の利用状況の精査と冷房設備を有する36施設の活用を再検討するとともに商業施設など民間施設に対する協力の要請も含め、利用可能な施設の拡大に向けて取り組んでいく。

(5)現時点では高齢者世帯のみを対象とした助成は考えていないが、本年度から実施している町ゼロカーボン推進補助金などの支援制度を活用していただくとともに、地域での見守りや声掛けなど情報発信の強化を通じて、町民の健康を守る取組に努めていきたい。

問 空き店舗対策の指定区域を広げ、賑わいを確保なものに

答 空き施設利用サポートセンターを最大限活用していく



賑わいのある商店街づくりのために、幕別地域、札内地域、忠類地域の中心市街地に指定区域を設定して、その区域内で空き店舗等を購入または賃借して出店する個人、法人または商店街団体等に「商店街活性化店舗開店等支援事業補助金」を交付している。令和6年度からは、「改修費の補助限度額を300万円に引き上げる」などといった点を変更した。ついては以下の点を伺う。

(1)令和6年度の当該補助金の交付状況は。  
(2)当該指定区域を拡大する考えは。

町長

(1)令和5年度に事業を開始した2件の改修費分50万円と家賃分16万6700円、4月に事業を開始した1件の改修費分50万円と家賃分12万4750円の合計3件、129万1450円(8月末現在)を交付した。すべて幕別地区である。

(2)当面は現在の指定区域を拡大する考えはない。引き続き専任の地域おこし協力隊員を配置した「空き施設利用サポートセンター」を最大限活用し、取り組んでいく。



長谷 陽子 議員  
(ひまわり)



本町では、これまでも職員  
のコンプライアンス（法令  
遵守）意識の向上に取り組んできたと思うが、ここ数年、不適切な  
事務処理や不祥事が続いている。  
町のホームページによると、令和  
2年11月1日以降における職員の  
「懲戒処分」は6件あり、町民の  
信頼を損ねていることは、大変残  
念な気持ちである。

「職場を活性化し、良い職場風  
土と良好な人間関係を作っていけ  
ば不適切な事務処理や不祥事は起  
きない」というのが私の考えであ  
ることから、以下の点を伺う。

(1)不適切な事務処理や不祥事はな  
ぜ繰り返し起きるのか、再発防止  
に向けた、これまでの取組と今後  
の対策についての具体的な考えは。  
(2)良い職場風土と良好な人間関係  
を作り上げていく手立てについて  
の考えは。

町長

(1)懲戒処分が発生する原因は、全  
体の奉仕者である公務員としての

問 不適切な事務処理や不祥事の防止について

答 組織全体の意識を高めることにより、町民の皆  
さんに信頼していただけるよう努めている

倫理観やコンプライアンスの意識  
の欠如と、日常的な職員間のコミ  
ュニケーション不足などによるも  
のと認識しており、今後、再発防  
止に向け繰り返しコンプライアン  
スを徹底するとともに、職員相互  
のコミュニケーションの活性化を  
図ることが必要であると考えてい  
る。

本年も6月に、会計年度任用職  
員を含む全職員を対象とした職員  
研修として「コンプライアンス・  
ハラスメント研修」を開催すると  
ともに、日頃から管理職の指導を  
通じ、日常的にコンプライアンス  
の強化や倫理観の共有・醸成等を  
促し、組織全体の意識を高めるこ  
とにより、町民の皆さんに信頼し  
ていただけるよう努めている。

(2)職員それぞれが組織の重要な一  
員であると感じられるよう、個々  
の価値観を尊重することや、業務  
における目標や進捗確認を共有す  
ること、互いの成功事例を共有す  
ること、仕事と私生活のバランス  
を尊重することなどさまざまな手

立てが考えられる。

日常的に職場の良好な環境づく  
りを心がけていきたい。

問 カスタマーハラスメントから職  
員を守ることにについて

答 不当要求行為等に対し、組織的  
に対応していく



近年、お客さんから理不尽  
なクレームを突き付けられ  
る「カスタマーハラスメント」が  
全国的な問題となっている。カス  
ハラ被害は民間企業にとどまらず  
自治体でも発生していることか  
ら、幕別町においても不当なクレ  
ームから職員を守るため、対策  
を強化する必要がある。

カスハラから職員を守るのは自  
治体のトップである「首長」の責  
任であり、カスハラを許さない姿  
勢を明確にし、安心して働くこと  
のできる職場環境づくりに努めて  
いただきたいと考え、以下の点を  
伺う。

(1)カスハラを受けた町職員へのメ  
ンタルケアの対応は。

町長

(2)直近5年間において、カスハラ  
を理由とする早期退職者の状況は。  
(3)カスハラから職員を守る具体的  
な対応策は。

(1)「行政サービスの利用者の程度  
を超えた要求」はハラスメントと  
して捉え、これに関連する苦情相  
談があった場合には、組織として  
対応し、その内容に応じて、迅速  
かつ適切に職員の救済を図ること  
としている。カスタマーハラスメ  
ントの事案は、令和4年度に1件  
発生を確認しているが、該当職員  
のメンタルケアには至らなかった。  
引き続き、職員が安心して働け  
る環境づくりに努めていきたい。  
(2)早期退職理由は転職による場合  
がほとんどで、「カスタマーハラ  
スメント」を理由とする早期退職  
者は確認されていない。  
(3)職員は不当要求行為等対応マニ  
ュアルに基づき、執務を行っている。

不当要求行為等が電話であつた  
場合の対応として、ICレコーダ  
ーおよび電話録音用イヤホンマイ  
クなどの持ち運び可能な電話通話  
録音装置を、主に管理職に配布し、  
課内の誰もが利用できるよう対応  
しており、今後も組織的に対応し  
ていきたい。



野原 恵子 議員  
(日本共産党  
幕別町議員団)



介護保険制度は介護の社会化を目指して平成12年に始まった。そのためには全国に介護事業所が存在し、必要なサービスを受けられるのが大前提である。今、介護現場はどこも人材不足で十分なサービスが提供できず、経営に困難をきたしている。特に訪問介護事業所はすでにゼロの自治体が存在し徐々に拡大している。

今年4月から介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が約2〜3パーセント減額された。更に物価高騰や光熱費の上昇で費用増も深刻であり、介護事業所の閉所が続く可能性がある。高齢者が安心して暮らし続けられるよう介護保険の国庫負担割合を増やし、介護報酬の引き上げが必要である。

(1)介護報酬改定に対し国に求めていくこと。

①訪問介護基本報酬引き下げの撤回を。

②特定施設における人員配置基準の撤回を。

③補足給付改定の撤回を。

## 問 高齢者の尊厳が守られる介護保険制度に

答 国の動向を注視しつつ、どのようなことが可能か研究していく

④多床室の室料負担を実施しないこと。

(2)介護報酬改定による影響について

①町内事業所の運営と訪問介護利用者に影響を及ぼしていないか。

②介護職員処遇改善加算が引き上げられたが実施されているか。

### 町長

(1)①本年3月に開催された国の社会保障審議会介護給付費分科会において、複数の委員から調査を要望する意見が出され、本年度、国は介護報酬改定の効果検証および調査研究に係る調査を実施することとしていることから、国の動向を見守りたいと考えている。

②今回の改定では、特定施設（介護保険法第8条第11項に定める有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）ごとに置くべき看護職員および介護職員の合計数について、見守り機器等のテクノロジーの活用を要件として、要介

護である利用者3人に対し、常勤換算方法で介護等職員が現在の1人から0.9人に柔軟化された。

本町においては札内に1施設の特定施設が設置されているが、人員配置の見直しを行う予定はないと聞いている。

③補足給付は、市町村民税非課税世帯に属する方が施設サービスや短期入所サービスを利用する際に負担限度額を超える費用について、特定入所者介護サービス費として現物給付されるもので、本年8月から居住費の基準費用額が1日当たり60円引き上げられたが、生活保護受給者と世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者である利用者負担第1段階の多床室利用者の利用者負担限度額は引き続き0円となっている。

④多床室の室料負担は、介護医療院と介護老人保健施設のうち定められた要件を満たす場合は、令和7年8月から室料として月額8千円相当を負担することとされた。本町にある介護老人保健施設は

要件を満たさないため対象とはならないが、町外には対象となる施設もあるため、該当する施設の利用者に影響が生じるものの、非課税世帯である利用者負担第1段階から第3段階の世帯については、利用者負担を増加させない措置が取られることとなっている。

(2)①町内6事業所と町外20事業所の訪問介護事業所に対して聞き取りを行ったところ、町内5事業所、町外4事業所の計9事業所から回答があり、具体的には、改定前と同一のサービスを提供しつつも、減収の中、近年の物価高騰により特に燃料費が増加し、事業所としては、現状ではその他の経費節減で対応せざるを得ない状況で、特定事業所加算の取得を検討する事業所もあると聞いている。

②町内の42の介護事業所中、介護職員処遇改善加算の届出がある40の事業所すべてが職員の賃金に反映していることを確認している。

介護報酬の改定により、事業者が厳しい経営状況に置かれていることは認識しているところであるが、国の動向を注視しつつ、町内介護事業者や関係団体、町が連携した中で、どのようなことが可能か研究していく。



藤谷 謹至 議員  
(拓政会)



**問** 町は令和5年8月にハザードマップおよび防災のしおりを改訂した。今回の改訂は北海道が洪水想定区域を指定した町内19河川と幕別町が洪水氾濫危険区域図を作成した忠類地域4河川を洪水浸水想定区域に表示するとともに、忠類コミュニティセンターなど計8施設を洪水時の指定避難所として追加したものである。追加された忠類地域の洪水氾濫危険区域について以下の点を伺う。

(1) 下チュウлуй川の改修工事の内容と計画および当該工事により忠類市街地の洪水被害防止にどのような効果があるのか。

(2) 忠類コミュニティセンター、忠類小・中学校および福祉避難所としてのふれあいセンター福寿は50センチメートル未満の浸水エリアに入っているが問題はないのか。

(3) 浸水エリアに入っている要配慮者利用施設は避難確保計画を策定する必要があると思われるが、策定状況は。

**問**

洪水ハザードマップに追加された忠類地域の洪水氾濫危険区域について

**答** 浸水想定区域の避難行動に危険が生じないよう早めの避難を呼びかけていく

**町長**

(1) 国と道の補助を活用し令和6年度から3年間で、忠類北11線の錦橋付近からアルコ236付近までの928メートルを、既存の積ブロックと底板コンクリートを全て撤去し、新たに水路幅3メートル、深さ1・6メートルの排水路をブロック整備する。

再整備することで、増水時に破損箇所から流入する土砂等が河川の流れを阻害する恐れがなくなり、被害の発生を未然に防ぐことができるものと考えている。

(2) 全ての施設で床上まで浸水しないことを実測して確認し、各町内会の避難所として指定した。

避難行動の遅れにより施設周辺が浸水し、避難行動に危険を生じることが考えられるため、気象情報や河川の水位状況を注視し、早めの避難を呼びかけていく。

(3) 平成29年に水防法・土砂災害防止法が改正され、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の

策定が義務となった。

町地域防災計画に定められている60施設のうち避難確保計画を策定している施設は41施設（9月1日現在）で、未策定の19施設はハザードマップ改訂に伴い対象となつた11施設と、新規に事業を開始した等の理由で追加された8施設である。

**再質問**

下チュウлуй川の工事は経年劣化が激しい北11線の錦橋までであるが、残る未整備区間の整備の考えは。

**答**

現時点で整備の計画はないが、今後、工事により対策が必要となつた場合には、早急に整備工事を計画していきたい。

**問** 忠類育苗センター廃止後の施設・土地の有効利用を

**答** 地域活性化に結びつく活用方法を見いだしたい

**問** 忠類育苗センターの苗木の出荷は令和6年度までとし

て事業廃止を決定した。廃止後の施設および土地を忠類地域の活性化のために有効利用する考えは。

**町長**

現在、帯広・広尾自動車道より西側の圃場6筆、10万5842平方メートルは地域の農業者に賃貸しており、自動車道東側の宅地とその周辺農地の計2筆を含めて、引き続き農地としての活用を目的に、倉庫などの施設とともに賃貸や売却する方向で考えている。

一方、国道236号に面した農地1筆5万4340平方メートルは忠類インターチェンジや忠類市街地に隣接し立地条件の良い土地だが、当面は農地として農業者に賃貸しつつ、忠類地域の活性化に結び付くような活用方法を見いだしていきたい。

**再質問**

国道236号線沿いは重要な土地である。忠類地域活性化のために有効利用を求める。

**答**

観光客誘致のための施設より、製造業をいかにして持ってくることでできるか、そのチャンスは大いにあると思っている。その後に観光なり居住が自然に結びついていく可能性がある。まずは、製造業の立地を目指したい。



酒井はやみ 議員  
(日本共産党  
幕別町議員団)



自衛官募集への協力として、若者の個人情報や自衛隊に提供される自治体が約6割となっている。一方で、不安や批判の声が広がり、名簿提供を撤回する動きもみられる。自治体の主体的な判断が一層重要になっている。町民の個人情報保護は、安心して暮らすための基盤であり、町としてその適切な管理が求められている。

(1)名簿提供の対象者数、提供を望まない町民からの除外申請数は。(2)名簿はどのように利用され、どのように管理されているか。(3)名簿提供は強制ではなく自治体に提供する義務はない。個人の承諾なしに提供することは憲法に反すると考えるが、町の見解は。(4)高校卒業予定者に対する求人情報は、教育的配慮が必要。学校や保護者の関与なしに行われる勧誘に対する町の考えは。(5)現行の除外申請制度を見直し、名簿提供に同意した人のみが申請する制度にするべきでは。

**問** 自衛隊への、18歳・22歳の名簿提供は見直しを  
**答** 制度運用の見直しは国において行うべきと考え  
ている

町長

(1)令和5年度の対象者451人のうち除外申請は8人。令和6年度の対象者397人のうち除外申請は8人であった。  
(2)自衛隊帯広地方協力本部において自衛官または自衛官候補生の募集のためのみに使用し、対象者宅へのチラシやパンフレットのポスティング等に活用されるところに、適正に管理保管されているものと確認している。

(3)令和2年12月の閣議決定により、防衛大臣から提出を求められた場合に、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることが明確化された。政府の見解が出されている以上、それが憲法に抵触するか否かは司法の場で判断されるものと考えている。  
(4)文部科学省と厚生労働省は防衛省に対して、教育的観点から募集活動について行き過ぎないよう特段の理解と協力を求める申入れを行っていると同っており、法規範

を逸脱しないよう教育的配慮もしながら募集活動を行っているものと理解している。  
(5)町では、令和5年度から個人情報の提供を望まない方への配慮として除外申請制度を設けており、広報紙および町のホームページにおいて周知するとともに、期間を設けず通年受付をするなど、提供を望まない方へ配慮している。

この制度は第1号法定受託事務として行われているものであり、制度運用の見直しは国において行うべきものであると考えている。

**問** 被爆80年に向け、核廃絶への更なる取組を  
**答** 平和非核宣言の精神の下、平和事業に取り組んでいる



358自治体が加入する「日本非核宣言自治体協議会」に参加し、他自治体と連携して核廃絶に向けた取組を強化すべきでは。

町長

本町においては、昭和60年12月

23日に「世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を二度と繰り返してはならず、非核三原則を完全に取り、美しい郷土の自然と豊かな文化を守り、平和な未来を子供たちに引き継ぐ」とした「平和非核宣言」が決議され、この精神の下、平和事業に取り組んでいる。  
核兵器のない平和な世界の実現を目的として設立された平和首長会議は、国内では本町を含め1740市区町村(8月1日現在)が、世界では日本を含め166の国と地域から8410都市が加盟しており、国内の平和首長会議では、令和3年11月18日に、核兵器廃絶に向けた取組の推進を求める要請書を内閣総理大臣に提出し、核兵器禁止条約の締約国となるよう強く要請した。  
この要請は、全国の99・8パーセント、1737市区町村からの強いメッセージを国政に届けたものであり、大きな力となっているものと認識している。  
核兵器の廃絶に向けて、町としては平和首長会議の一員として、加盟都市との連携を密に行動を共にすることが最も効果的で大きな力になるものと考えていることから、現時点では、「日本非核宣言自治体協議会」への参加は考えていない。



岡本眞利子 議員  
(政清会)



本年元日に発生した震度7の能登半島地震、8月は神奈川県厚木市で震度5弱の地震、さらには台風5号、そして台風10号が猛威を振るって接近し、九州では線状降水帯の発生による冠水被害があった。今から8年前の2016年には道内に複数の台風が上陸接近し、本町においても冠水した地域があり甚大な被害に見舞われた。本町としても、昨年12月に地域防災計画の見直し修正がされたが、今後想定される異常気象による大規模自然災害から住民の生命・財産を守る対策をさらに強化していく必要性を感じ、以下について伺う。

- (1)異常気象に対応する気象防災アドバイザーの活用についての考え
- (2)本町の防災環境課の女性職員配置状況
- (3)職員を対象とした避難所設置訓練の実施状況
- (4)防災情報メールの登録数の現状
- (5)能登半島地震の被災地に職員が派遣され支援にあたった経験を住民に伝える機会を持つことの町の見解
- (6)本町として新たな福祉的支援策の考え

## 問 自然災害に対する備えの強化を

## 答 地域防災力の充実強化を図っていききたい

民に伝える機会を持つことの町の見解

### 町長

- (1)現在、十勝管内においては、毎週金曜日に帯広測候所と気象に関するWeb会議が開かれており、台風の接近や大雨が想定される際にはその都度説明会が開催され、普段から綿密な連携を図っていることから、現時点で気象防災アドバイザーを活用する考えはない。
- (2)住民生活部防災環境課には防災危機管理係、地域環境係、交通防犯係の3係を置き、課長、参事各1名、係長3名、係職6名の合計11名を配置している。このうち女性職員は2名である。
- (3)新規採用職員と避難所担当職員を対象に、令和3年11月12日に感染症対応避難所開設訓練として14人（幕別北コミュニティセンター）、4年11月2日に全国一斉緊急地震速報訓練に合わせ14人（札幌市）の経験をも生かし、町民の「公助」につなげていくことが行政の役割として重要であることから、まちづくり出前講座などで伝えていければと考えている。

内北コミュニティセンター）、5年12月19日に津波浸水想定区域等の現地確認と合わせ11人（忠類コミュニティセンター）が参加した。

本年2月9日には町職員30人のほか、防災士など23人の参加をいただき、冬期における避難所開設訓練を実施した。

(4)登録者数は令和3年度末で1683人、4年度末で1712人、5年度末で1735人、6年9月1日現在で1743人である。

令和7年3月1日から「幕別町公式LINE」で、子育てや防災情報など登録者が必要な情報をあらかじめ選択できるセグメント配信を行う予定であり、登録制メールを含め新たな公式LINEの登録を呼びかけていきたい。

(5)今回実施はできなかったが、過去の東日本大震災、胆振東部地震の際には、帰町後、職員研修として報告会を実施した。

被災地での経験を本町での災害発生時の対応や防災訓練にも生かし、町民の「公助」につなげていくことが行政の役割として重要であることから、まちづくり出前講座などで伝えていければと考えている。

(6)本年6月28日に政府の中央防災会議は防災基本計画を改定し、福祉的な支援の充実・明確化等が新たに盛り込まれた。その改正内容は北海道の地域防災計画に反映され、その後、市町村の地域防災計画へと展開される。

北海道地域防災計画に新たに福祉的な支援の具体的方策等が盛り込まれた後、速やかに町地域防災計画の改正を行い、地域の防災力の充実強化を図っていききたい。

### 再質問

台風時期の避難所設置訓練実施の考えは。担当職員だけでなく各課から参加できるように体制を整え、多くの職員が災害時に主導できるよう、日頃から防災力向上に努めるべきではないか。

### 答

今後は台風時期を想定した訓練や厳寒期を意識して訓練を実施していきたい。

より多くの職員が参加することが必要であると考え、できるだけ業務に支障のない範囲の中で、多くの職員が参加ができるように開催したい。



塚本 逸彦 議員  
(政清会)



問 昨今、地方の高等学校の維持存続が難しい中、町内には中札内高等養護学校幕別分校と幕別清陵高等学校の2校があり、生徒たちの地域貢献が大きい割に、学校行事を含め町民への情報発信や認知度は十分と言えない状況である。

学校としても多くの地域の皆さんとの繋がりを希望しており、地域連携を活発に行うことは、生徒の成長だけでなく、地域全体の発展にも大きく寄与することから、以下の点を伺う。

(1) 町内の小・中・高等学校の連携に向けたサポートの考えは。  
(2) 学校祭など開放された学校行事や学校の様子を町広報紙への掲載協力は。



教育長 (1) 中札内高等養護学校幕別分校では、作業学習を活用し、幕別小学校の新生入生に入学のお祝いとして寄贈するランチョンマットを製作しているほか、町内小中学校の駐車場のライン引きを行っている。

## 問 町内の高校との協働活動について

答 学校間の連携支援など、できる限りのサポートをしていきたい

幕別清陵高等学校では、生徒が長期休業期間や放課後に学習補助を行うことなどにより、主体性や社会性を育む体験的活動を重視した教育活動に取り組んでおり、こうした連携は各学校間で連絡調整を行っている。

高等学校から学校存続に向け、中学校との連携について教育委員会に支援を望む声があることなどを踏まえ、教育委員会が調整役として学校間におけるマッチング機能を果たすなど、ニーズ把握や情報交換等が円滑に行えるよう、できる限りのサポートをしていきたい。



町長 (2) 広報紙を通じて地元の高等学校に通う学生の皆さんの活動をお知らせし学校の魅力を伝えることで、町内外の中学生の進学先として選択していただくきっかけとなるほか、地域をあげて学校を支援していく気運の醸成につながると考えていることから、今後、学校で行われる行事など、積極的に情報

報を発信していきたい。

問 将来に向けた公教育への取り組みについて

答 教育方法にこだわらず、注意深く検討していきたい



問 これからの世界を生き抜く子どもたちを育むため、多様な教育が各地でも行われ始めている。従来の一律な教育ではなく、子どもたち一人ひとりの違いを認め年齢や障がいなどを越えて共生した、「令和の日本型学校教育」での個別最適かつ協働的な学びの重要性が強調される新学習指導要領に沿った「イエナプラン(※1)」の導入校が全国で増えている中、幕別町の取組について伺う。

(1) イエナプランをモデルとした将来の公教育に取り組む考えは。

(※1)「イエナプラン」

一人ひとりを尊重しながら自律と共生を学ぶ教育方法。異年齢のグループで対話、遊び、仕事(学習)、催しの四つの基本活動を循環的に行う。



教育長 日本イエナプラン教育協会によるイエナプランスクール認定は、現在のところ公立校では1校のみと実践例が少なく、子どもの性格が人と関わるのが極端に苦手な場合には、グループでの活動に過度なストレスを感じてしまうほか、学習指導要領に準じたカリキュラムとの両立や、イエナプラン教育を理解し体現できる教員の確保といった課題もあると聞いている。現時点において本町としてイエナプラン教育に取り組む考えはないが、他の教育方法と併せて今後の経過等について注視していきたい。



再質問 名古屋市内の全小・中学校ではイエナプランのエッセンスを一部取り入れ始め、他地域でも広がつつある。本町の教育に生かせる部分があるのではないか。



答 小中一貫教育の中で異年齢での学習活動の取組を進めており、今後、幕別小・中学校が一緒となった義務教育学校においては、そうした活動もより取組がなされると思っている。イエナプラン教育にこだわらず、今後においても注意深く検討していきたい。



議員 貴賀 荒  
(日本共産党  
幕別町議員団)



「GIGAスクール構想」  
一人一台のタブレットの導

入はICT教育の始まりであり、教育DXがコロナ禍で加速度的に進んだ。研究者の中には、デジタル機器の使用が長くなるほど読解力や数学力が低くなる影響を指摘している。ICT教育に力を入れてきたスウェーデンは国際読解力調査を受けて、紙とペンに切り替えている。タブレットの導入から3年、町のICT教育の現状と今後について以下の点を伺う。

(1) GIGAスクールによるICT教育の効果と検証、ICT導入の影響は。

(2) 視力の低下やインターネットへの依存の心配があるが、子どもたちの状況は。

(3) 今後タブレットの更新にあたり国の予算化の見込みは。

**教育長**

(1) 本町独自の検証は行っていないが、教材や課題などを、端末を利用してクラウド上で児童生徒や教職員へ配布することで、情報共有

| 問                                 | 答                        |
|-----------------------------------|--------------------------|
| GIGAスクール構想による一人一台のタブレット端末、その効果と検証 | ICT教育の効果・検証は、国等の取組に期待したい |

が瞬時に可能となるなど、授業の効率化が図られている。

また、児童生徒は、課題や目的に応じてインターネット等を活用し情報を主体的に収集・整理することや、一人ひとりが書き込んだ意見を同時に確認できる機能を活用し、他者の感性や考えなどを共有することが容易となるなど、協働的な学びの推進が図られている。

ICT教育の効果・検証や影響については、国等の取組に期待したいと考えているが、今後もICTを活用した学校教育を進め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図っていきたい。

(2) 現状は把握していないが、ICT端末の使用に限らず、スマートフォン等の過度な使用による健康面への影響を考慮して、使用の在り方について周知を図っている。

本年4月にはICT端末の持ち帰りに向け、家庭で使用する際の「使用の約束」や「健康への配慮」について、各家庭へ周知した。今後も周知徹底を図り、児童生

徒の健康に留意していきたい。

(3) 国は自治体の財政状況を考慮し、各都道府県に造成した基金を活用して都道府県を中心とした共同調達等による端末の更新を計画的に推進するとした。

端末の補助基準額は1台あたり5万5000円、補助率は3分の2とし、予備機を含めた全員分の端末が補助対象とされている。

本町は、令和7年度に中学校、8年度に小学校の端末更新を計画しており、「北海道公立学校情報機器整備基金」を活用しながら更新を行い、ICTを活用した学習活動の充実に努めていきたい。

**問**  
義務教育における私費負担について

**答**  
総合的な判断の下、各種支援策に取り組んでいきたい



**問**  
全国的に少子化が進む中、若い世代の減少に加え、夫婦が理想とする子どもの人数を下回る状況が続いている。

各自自治体は、国の制度を待たず

子育て支援を強めている。学校教育において、各家庭が購入する補助教材費等の負担は大きい。私費負担軽減に対する教育委員会の考えを伺う。

**教育長**

就学援助制度や修学旅行費支援事業を実施しており、子育て世帯に対する負担の軽減を図っている。

本町は保育所等における主食提供や高校生までの医療費無償化など、教育費以外でもさまざまな子育て支援策に取り組んでいることから、今後も、町として総合的な判断の下、各種支援策に取り組んでいきたい。

**再質問**

学校間の差と就学援助に対する差額を調査すべき。各学年の私費負担の状況は。

**答**

各学校で費用負担が大きくなるように努めている。PTA会費や修学旅行費のほか、小学校では鍵盤ハーモニカなどの斡旋教材、中学校では制服などの費用も含めると平均負担額は小学1年生が2万3千円、2・5年生は1万4千円、1万6千円、6年生は4万5千円、中学1年生は8万3千円、2年生は2万円、3年生は5万7千円程度となっている。



中橋 友子 議員  
(副議長)



**問** 今年6月地方自治法が改正され、これまでなかった「指示権」を明記し、国が地方自治体に対して必要な指示を行うことができるようにした。大規模災害、感染症、その他「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」に対応するためであるとしているが、法改正に至る過程で「その他」には「武力攻撃」の想定があったことが明らかにされている。国と地方自治体は「対等・協力」が原則であり、「地方分権一括法」で明確化されている。また、町内会などの住民自治組織に対し、行政の業務を担わせる「指定地域共同活動団体」制度も規定した。地方自治と住民組織に補充的な指示として国の関与が強化されることは看過できず、町の見解を伺う。



**町長** 今回の改正は、①地方公共団体の現場の意見などを確実に聞き、実情を適切に踏まえた運用となること、②これまで歩んできた地方

**問** 地方分権の流れに逆行する地方自治法の改正について

**答** 万が一に備えて規定を設けたとしか解釈のしようがないものと認識している

分権の推進を損なうことなく地方公共団体への国の関与は必要最小限のものであること、③国と普通地方公共団体との関係等の限定的な特例となるものであると受け止めている。さらには、この改正は立法の必要性を裏付けする事実が極めて乏しいため、万が一に備えて規定を設けたとしか解釈のしようがないものと認識している。

今回新たに設けられた「指定地域共同活動団体」制度は、地域の多様な主体の連携と協働を推進し、自治体が担ってきた住民生活に関わる公共サービス等を地域の特定団体に委ねていくという制度であり、具体的には各自治体が条例で定めるものとされている。

法律上、指定地域共同活動団体は、地縁による団体や当該団体を主たる構成員とする団体と規定しており、地方制度調査会の「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度の在り方に関する答申」の中で、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主

体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手としてより一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要であるとされている。

制定に至った経緯や制度の趣旨については理解するところであるが、本町においては、既にこれまでに推進してきた協働のまちづくりがこの度、制度化されたものにほかならないと捉えているので、引き続き、町民の皆さんのご協力をいただきながら、協働のまちづくりを進めていきたい。

**問** 少子化対策について

**答** 産み育てやすい環境づくりを引き続き進めていく



**町長** 長期の経済低迷は少子化を招いてきた。若者が安心して子どもを産み育てる環境づくりが急がれる。町の将来の出生率目標は1・55だが届いていない。

- (1) 2023年の出生率と推移
- (2) 少子化を加速させないための

- 2030年までの取組
- (3) 2026年度からすべての自治体で実施とされている「こども誰でも通園制度」は責任ある保育とは言えないがどうか。



- (1) 本町の合計特殊出生率は、5年間ごとに公表される国の人口動態統計によると、平成20年から24年の5年間で1・46、25年から29年が1・41、30年から令和4年が1・46となっている。
- (2) 妊娠から出産、子育て期を通じて寄り添いながら、子育て支援に関する施策を実施している。

不妊・不育治療の助成や、子ども医療費の助成など経済的負担を軽減するとともに、子育て世帯の困りごとに適切に対応できる相談体制の充実などを通じて、産み育てやすい環境づくりを引き続き進めていく。

(3) こども誰でも通園制度は不定期な通園が見込まれ、子どもにも負担を与えることが考えられる。また、受け皿となる保育所等に新たな役割と責任が加わるため、保育現場の負担増や人員不足といった問題が考えられる。

町としては、保育の質が確保されるかという観点を持ちながら、今後の国の動向を注視していく。